

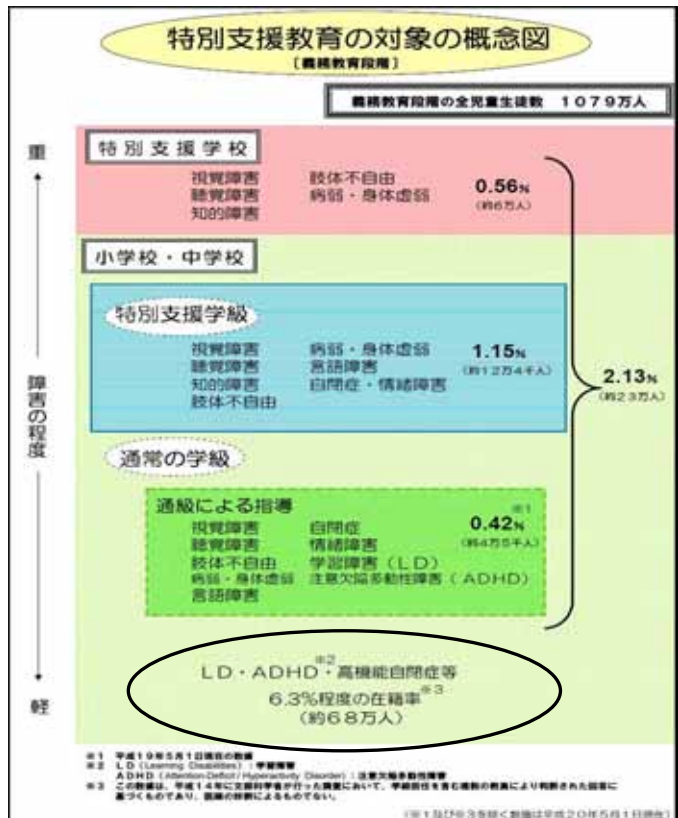
## 第 3 章

### 特別支援教育 Q & A

# Q 1 特別支援教育とはどのようなものですか

近年、医学や心理学等の進展、社会におけるノーマライゼーションの理念の浸透等により、障がいの概念や範囲も変化しています。平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、LD・ADHD・高機能自閉症等により、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6%程度の割合で存在する可能性が示されています。これらをきっかけとし、すべての校種で実態に応じた適切な指導・支援が行われる教育の整備が喫緊の課題となりました。そこで「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」(文部科学省)が平成15年にとりまとめた「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」において、障がいの種類や程度に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒も含め、障がいのある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることをねらいとし、その推進体制を整備することが提言されました。そして、平成19年4月にすべての校種で「特別支援教育」が始まりました。4年間が経過した現在、「特別支援教育」に対する取組は各教育委員会及び学校において積極的に推進され、着実に広がってきています。

「特別支援教育」への転換をはかることは、今まで「なまけている」「わがまま」等と見られていた児童生徒を、何らかの苦手なことが原因で、思わしくない態度や症状が表れているという視点でとらえなおすことにつながります。また、いじめの対象となったり不登校などの不適応を起こしたりしそうな児童生徒の実態把握を、特別支援教育的な視点で行い適切に対応することで、それらを未然に防止する効果も期待されます。さらに、障がいの有無にかかわらず、児童生徒の確かな学力の向上と豊かな心の育成にもつながり、現在の学校教育が抱えている様々な課題の解決や改革が期待できる点で、積極的な意義があるものといえます。



## 【関連法令・通知 等】

特別支援教育は、平成17年12月の中央教育審議会答申(「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」)により、その理念及び制度改正の方向が示され、それにもとづき平成18年6月に学校教育法が改正(「学校教育法等の一部を改正する法律」)されて、平成19年4月に(「特別支援教育の推進について」...P.87参照)スタートしました。

### 【特別支援教育を推進するための制度の在り方について】

・・・「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、すでに述べたとおり、現在、小・中学校において通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導及び支援が喫緊の課題となっており、「特別支援教育」においては、特殊教育の対象となっている児童生徒に加え、これらの児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行うものである。・・・

中央教育審議会答申(H17.12)

### 【特別支援教育推進のための学校教育法等の一部改正について(通知)】

・・・今回の改正は、近年、児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められているという状況に鑑み、児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小・中学校等における特別支援教育を推進すること等により、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図るものであります。・・・

学校教育法(一部改正)(H18.6)

## Q 2 鳥取県での特別支援教育に対する方針について教えて

ください

近年、県内の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加傾向にあります。それは、医学等の進歩により、障がいが程度・種類によって多様に分類されてきていることで、これまで障がいがあると思われていなかった児童生徒にも特別な支援が必要なことが分かったり、複数の障がい重なっている事例も見受けられるようになってきているためです。また、特別支援教育の視点が広まったことで、あらゆる障がいに対するより早期の気づきが可能になったことも一因としてあげられます。

こうした状況をふまえつつ、鳥取県教育委員会では、開かれた学校づくりの推進を図りながら、障がいのある児童生徒等の人権尊重を基盤とし、特別支援教育の推進にあたっては「自立と社会参加の促進をめざすこと」を基本理念としています。鳥取県における今後の特別支援教育を推進させるため、社会状況の変化や国の動向等を見定めながら、障がいがあるすべての児童生徒等に対する教育の一層の充実を図ることを前提とし、次の4点が平成21年度から平成25年度までの5年間の方向性として示されています。

### 【各生活圏域（東部・中部・西部）における教育の充実】

すべての児童生徒等の自立と社会参加の促進をめざし各生活圏域の教育環境を整備する。

### 【特別支援学校におけるセンター的機能の推進】

特別支援学校における専門性を基盤として、地域のニーズに応じたセンター的機能の推進に努める。

### 【発達障害を含めた障害のある児童生徒等への支援の拡充】

幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校においては、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害を含めた障害のある児童生徒等への指導や支援の推進に努める。

### 【特別支援教育の普及啓発】

教職員をはじめ、保護者、地域の方、広く県民に対して研修や広報活動等を通じた特別支援教育の普及啓発の推進に努める。

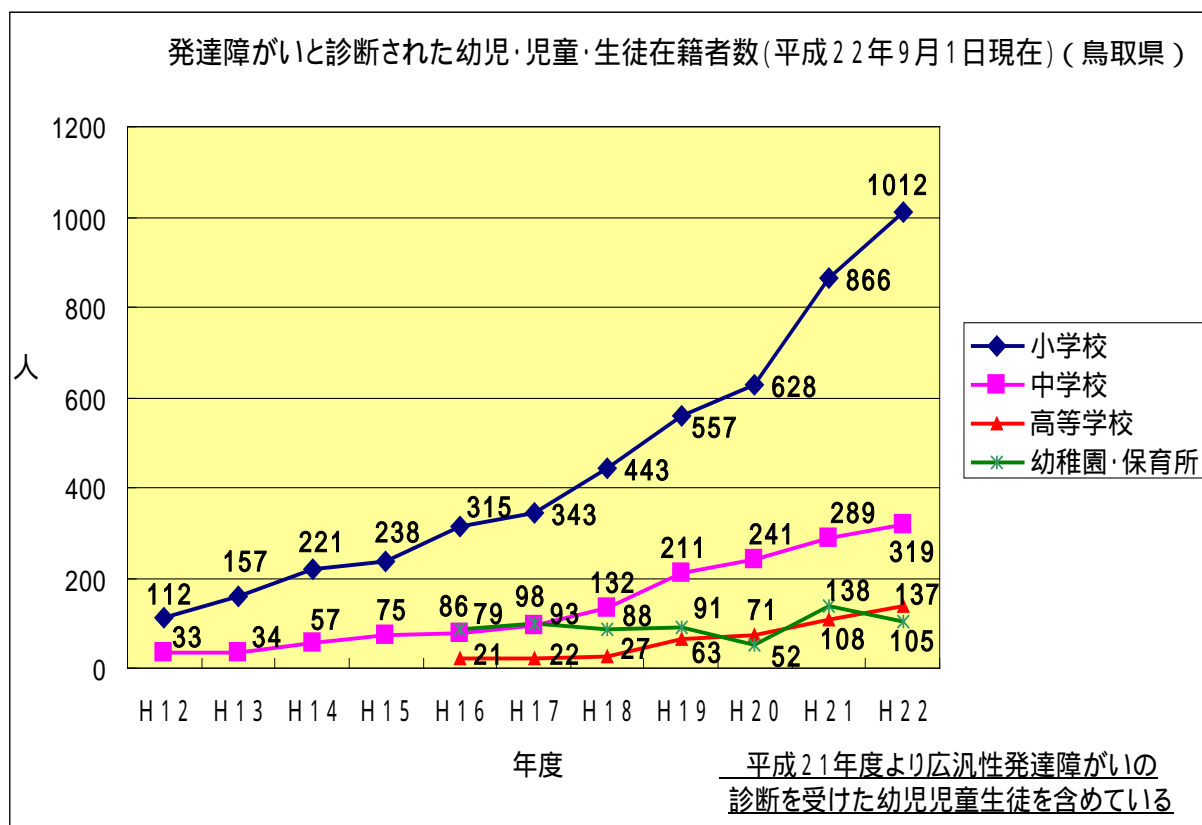
「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」（答申）より一部抜粋

鳥取県教育審議会（H20.11.14）

### Q 3 なぜ、高等学校でも特別支援教育に取り組むのですか

現在、中学校から高等学校への進学率は97%を超えています。これに小・中学校の通常の学級における特別な支援が必要な児童生徒の割合が約6%であることを合わせて考えると、高等学校にも特別な支援が必要な生徒が多く在籍していることが推測されます。また平成20年度の統計（文部科学省）によると、中学校の特別支援学級に在籍していた生徒のうち、約23%が高等学校等に進学している実態もあります。したがって、高等学校においても特別支援教育への取組は不可欠といえます。

鳥取県においても例外ではなく、近年高等学校でも、発達障がいがあると診断されている生徒が増加しています。これは、不登校、問題行動、友人との関係等に起因する生徒指導上の問題や学力不振などにより、学校生活を維持・継続していくことに困難さを抱える生徒の中には、その背景に発達障がいにともなう何らかの特性があることが分かってきたからです。このような特性のある生徒に対し、これまでは生徒指導や教育相談の範疇で対応されてきましたが、これからは特別支援教育も加わって、生徒指導、教育相談との三位一体となった支援が行われる体制を整備することが求められています。



本県の高等学校における特別支援教育の課題には、次の3点があげられ、課題解決に向けての施策として、3つの方向性が打ち出されています。

#### 【課題】

青年期の特徴をふまえた校内支援体制の整備  
特別支援教育（発達障がいを含む）に関する教職員の理解の促進  
関係機関と連携した校種間等の移行期の対応

#### 【施策の方向性】

特別支援教育担当者を中心とした校内支援体制の確立と、思春期・青年期における発達段階や学校・学科の特性に対応した具体的な支援の充実を図る。

特別支援教育及び発達障害に関する教職員の理解と専門的な支援の向上を図る。  
「個別の教育支援計画」の活用など、中学校と高等学校の連携を円滑にする。

#### ア 高等学校における校内支援体制の確立と具体的な支援の充実

特別支援教育担当者を中心とした校内（あるいは学科内）支援体制を確立し、機能させるため、LD等専門員や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを派遣し、担当者への必要な助言を行う。

特別支援教育担当者の研修を充実し、情報交換や支援方策の共有化を図る。

#### イ 核となる教員の育成と特別支援教育に関する理解の促進

LD等専門研修への派遣により、発達障害についての専門性を有する教員を養成配置し、推進体制を整備する。

あわせて、特別支援教育の理念や発達障害等の特性と対応について、すべての教職員の理解を図るため、養成した専門性のある教員やLD等専門員、特別支援学校教員等による校内研修を充実する。

#### ウ 中学校から高等学校の円滑な連携と社会生活への準備

中学校から高等学校への進学にあたり、当該生徒の高校合格が決定後、「個別の教育支援計画」を活用し、速やかに必要な情報を適切に引継ぐための連携が出来るよう体制を推進する。

なお、その際の個人情報の取扱いについては、条例等に基づいた適正な取扱いに関する認識を持ち、必要とされる個人情報の提供を円滑に行う必要がある。

あわせて、自立した社会生活のために必要となる生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実する。

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」（答申）より一部抜粋

鳥取県教育審議会（H20.11.14）

## Q 4 ADHD や P D D、L D 等の発達障がいについて

### 教えてください

発達障害者支援法では、『この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障害、注意欠陥/多動性障がいその他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。』と定義されています。

### 注意欠陥/多動性障がい (A D H D) Attention Deficit Hyperactivity Disorder

注意欠陥/多動性障がい (A D H D) とは、年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、衝動・多動性を特徴とする行動の障がいで、その結果、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。7歳以前に表れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

注意欠陥/多動性障がいの主なタイプとしては、不注意の特性が強く見られる「不注意優性タイプ」、多動・衝動性の特性が強く見られる「多動・衝動性優性タイプ」、どちらの特性も強く見られる「混合タイプ」があります。

#### < 日常的に見られる困難さの例 >

##### 「不注意」

- ・細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする
- ・面と向かって話しかけているのに、聞いていないように見える
- ・宿題等を計画どおりに仕上げることができない
- ・学習の課題（プリント類）や活動に必要なものをなくしてしまう 等

##### 「多動性」

- ・授業中や座っているべき時に席を離れてしまう
- ・じっとしていない、何かに駆り立てられるように活動する
- ・授業中に話し続け、周りに迷惑をかける 等

##### 「衝動性」

- ・質問が終わらないうちに出し抜けに答えてしまう
- ・順番を待つのが難しい
- ・カッとなりやすい
- ・会話やゲームの邪魔をする 等

注意欠陥/多動性障がいのある生徒に対しては、冷静に根気強く、一貫性のある対応が必要です。また、注意力を向上させるためには、落ち着いて学習できる環境を整えたり、簡潔で具体的に指示したりすることが大切です。

## 広汎性発達障がい(PDD) Pervasive Developmental Disorders

広汎性発達障がい(PDD)は、中枢神経の何らかの機能不全で起こると推定されており、育て方や家庭環境が原因で起こるものではありません。

一般的に広汎性発達障がいは、自閉症及び自閉症に類似した特性をもつ障がい(高機能自閉症、アスペルガー症候群等)の総称として用いられています。

### 【自閉症】

自閉症とは、3歳くらいまでに表れ、

- ・他の人との社会的関係の形成の困難さ
- ・言葉の発達の遅れ
- ・興味や関心が狭く特定のものにこだわる

を特徴とする行動の障がいです。自閉症のうち、知的な遅れをとまなわないものを「高機能自閉症」といいます。

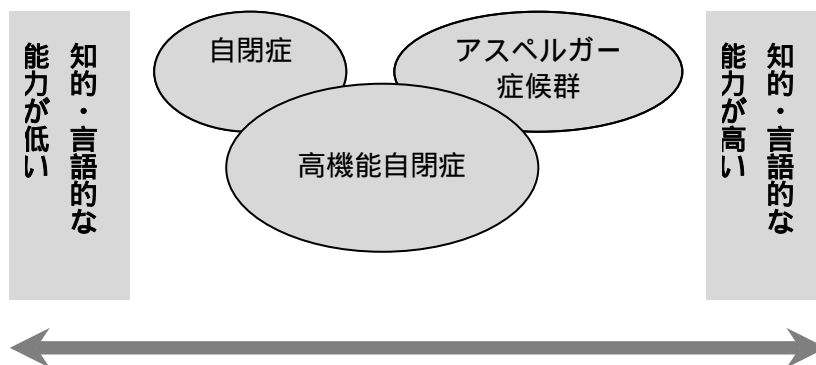
### 【アスペルガー症候群】

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れをとまなわず、かつ自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れをとまなわないものです。

アスペルガー症候群によく似た行動は、いじめや虐待などによっても起こることがあり、高機能自閉症や注意欠陥/多動性障がいでも起こることもあります。アスペルガー症候群は典型的なタイプばかりではなく、高機能自閉症との線引きが難しい例もたくさんあり、医師によって診断名が変わることもあります。

現在は無理にわけて考えるのではなく、幅広く「自閉症スペクトラム(連続体)」の一つとしてとらえるほうが現実的とされています。

広汎性発達障がいはさまざまなタイプを含む連続体  
知的な能力が高いか低いかなどによって、呼び名が変わります



出典:「はじめに読む アスペルガー症候群の本」 榎原洋一著



## < 日常的に見られる困難さの例 >

### コミュニケーション

- ・他の人に自分の思いや考えをうまく伝えることができない
- ・言いたいことを一方的に話し、会話にならない
- ・話し方が独特（いつも標準語やていねい語で話す）
- ・話すほどに理解していない、意思表示が苦手である
- ・話し方がまわりくどい、細かいところにこだわる 等

### 想像力（興味のかたより）

- ・行動や興味の範囲が狭く、物事へのこだわりが強い
- ・車や電車、時刻表などにとっても詳しい
- ・突然の環境の変化や予定の変更にうまく対応できない
- ・特定の習慣や方法にこだわる、行動パターンが決まっている
- ・反復的な行動をよくする 等

### 社会性

- ・他の人との関係をうまくつくることができない
- ・マイペースで、人に合わせる手が苦手である
- ・暗黙のルールがわからない、友だちのルール違反を指摘する
- ・同年齢の子どもと波長が合わない
- ・まわりくどい言い方や冗談がよく理解できない 等

### 身体の動きや感覚などの様子

- ・光をまぶしがる、キラキラしたものを好む
- ・音、匂い、痛みなどに対する感覚が通常よりも過敏である
- ・食べ物の好き嫌いが激しい
- ・特定の服の生地が苦手である
- ・動作がぎこちない
- ・手先が不器用である
- ・得意なことと不得意なことの差が大きい 等

これらの特性は、広汎性発達障がいのある生徒にすべて当てはまるものではありませんが、適切な指導・支援を行う上で、これらの特性等について理解しておくことは重要です。

人との関わり方や人づきあいの微妙なルールがわかりにくいことも、広汎性発達障がいのある生徒に見られる特性の一つです。このような生徒の行動に対して、大きな声での叱責などは、生徒の状況によっては逆効果となります。むしろ、穏やかな声で短く注意する方が有効です。

周囲からは理解しにくい行動であっても、まずは生徒の立場になってその理由や原因を探ります。本当にやめさせる必要がある行動かどうかについても、冷静に判断することが大切です。環境調整によって、このような行動が減少することもよくありますので、障がいの特性を理解するとともに、適切な指導・支援をしていくことが大切です。

## 学習障がい (LD) Learning Disorders

学習障がい (LD) とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないのに、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」能力のうち、特定のものの習得と使用に著しく困難な状態を指します。

このような状態は、「読む」などの一つのことだけに著しく表れる場合もあれば、「読む」と「書く」など複数のことに表れる場合もあります。

学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されます。視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

学習障がいの生徒によく見られる学習上のつまずきの例としては、注意・集中の困難さや社会性や運動面に困難さが見られます。また、高校生の年齢になると、全般的な学習面での困難さとして表れたりします。

### < 学習上のつまずきの例 >

聞こえていても、話や指示を正確に聞き取ることが難しい

文章をすらすらと読むことが難しい

文字や行をとばして読んだり、読めても意味を理解したりすることが難しい

形の整った文字を書いたり、マスの中に文字を書いたりすることが難しい

数字や位取りを揃えて計算すること、図形や文章題を解くことが難しい 等

学習障がいのある生徒は、学習をなまけていたり、やる気がなかったりするわけではありません。障がいがあるために、特定の能力が十分に発揮できない状況にあることを理解する必要があります。また、正しく理解されず、自信をなくしたり、情緒が不安定になったりする生徒もいます。生徒の学習のつまずきや行動の理由を正しく理解し、適切な指導・支援を行うことが必要です。

